

甲議第6号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月1日提出

甲府市議会議長 金丸三郎様

提出者	甲府市議会議員	廣瀬集一
賛成者	甲府市議会議員	兵道頭司
〃	〃	原田洋二
〃	〃	鈴木篤
〃	〃	長沼達彦
〃	〃	末木咲子
〃	〃	興石修
〃	〃	山中和男
〃	〃	天野一
〃	〃	中村明彦
〃	〃	神山玄太
〃	〃	清水英知

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月条例第  
21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第8条 令和2年5月1日から同年10月31日までの期間に係る議長、副議長及  
び議員の議員報酬は、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、それ  
ぞれ4万円を減額した額とする。

2 前項の規定は、第4条に規定する期末手当の額の算定基礎となる議員報酬の月  
額については、適用しない。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染拡大による厳しい社会経済情勢等に鑑み、議員の議員報酬を変更するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。